

島根県特定給食施設等における栄養管理・指導実施要領

(目的)

第1条 この要領は、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）に基づく特定給食施設等の栄養管理に関すること及び島根県が行うその指導・助言等の実施について必要事項を定め、法、同法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号。以下「規則」という。）及び同法施行細則（平成15年島根県規則第77号）に基づき施設設置者による適切な栄養管理の実施及び給食関係者に対しての適切な指導及び助言を行うことにより、県民の栄養・食生活の改善及び健康増進に資することを目的とする。

(対象施設)

第2条 この実施要領における特定給食施設等は、次の施設とする。なお、次の施設に該当しないものであっても必要な場合には対象とする。

(1) 特定給食施設

規則第5条に規定する給食施設

特定かつ多数の者に対して継続的に食事を提供する施設で、1回100食以上又は1日250食以上の食事を提供する施設

(2) 小規模給食施設

特定かつ多数の者に対して継続的に食事を提供する施設で、1回50食以上又は1日100食以上（特定給食施設を除く）の食事を提供する施設

(特定給食施設等の届出)

第3条 特定給食施設は、法第20条及び法細則2条の定めるところによる。

2 小規模給食施設の設置者は、当該給食施設における給食の開始、変更、休止及び廃止の状況について、その事柄が発生した日から一月以内に次の届出書を当該給食施設の所在地を所管する保健所長に提出するものとする。

(1) 小規模給食施設設置届（別記様式第1号）

(2) 小規模給食施設変更届（別記様式第2号）

(3) 小規模給食施設廃止（休止、再開）届（別記様式第3号）

3 前第1項及び第2項の届出様式の記入にあたっては、別紙「特定給食施設等の設置・変更・廃止（休止、再開）届の記入について」によるものとする。

(特定給食施設等における栄養管理)

第4条 特定給食施設における栄養管理については、法第21条第1項～第3項及び規則第9条によるものとする。

2 小規模給食施設における栄養管理については、法第 21 条第 3 項及び同法施行規則第 9 条に準じて行うものとする。

(栄養管理状況報告書の提出)

第 5 条 特定給食施設の栄養管理状況報告書の提出については、細則第 4 条第 1 項による。

2 小規模給食施設については、細則第 4 条第 2 項により知事が提出を求めた小規模給食施設の管理者は、栄養管理状況報告書を当該給食施設の所在地を管轄する保健所長に提出するものとする。

(特定給食施設等への指導・助言)

第 6 条 法第 18 条第 1 項第 2 号及び法第 22 条に基づく栄養管理の実施について必要な指導及び助言は、第 2 条の対象施設に対して行うものとする。

(指導及び助言対象者)

第 7 条 指導対象者は、特定給食施設等の設置者、施設管理者、給食管理者、管理栄養士、栄養士及び調理師等給食担当者とする。

(指導及び助言実施担当者)

第 8 条 特定給食施設等に対する指導及び助言の実施担当者は、法第 19 条に規定する島根県保健所の栄養指導員とする。

(指導計画)

第 9 条 栄養指導員は、第 5 条の規定により提出された栄養管理状況報告書の集計データを毎年 2 月末までに島根県健康福祉部健康推進課に報告するとともに、特定給食施設等の指導及び助言にあたっては、当該報告書を活用し次のことに留意して計画的な指導を行うものとする。

- (1) 栄養管理上指導の必要性の高い特定給食施設等に対して重点的に行うこと。
- (2) 計画的な個別指導（巡回指導等）を行うとともに、必要に応じて集団指導を行うこと。

(その他)

第 10 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、「特定給食施設指導マニュアル」に定めるものとする。

附則

この要領は、平成 26 年 10 月 8 日から施行する。